

トヨタ神戸自動車大学校 就職斡旋規則

本校を通じて就職を希望する学生は、本規則を遵守しなければならない。
本規則を守らず、就職活動で企業や学校に迷惑をかけた学生には、それ以降の就職斡旋を行わない。

1. 本校経由により就職を希望する学生は、求職票を提出しなければならない
求職票を受理されて担任の許可を得た学生について就職の斡旋を行う
2. 以下の条件のいずれかに該当する場合は就職斡旋を行わないことがある
(企業推薦または縁故採用があり内定を確約されている場合でも、
就職斡旋規則を遵守する)
 - (1) 欠席・遅刻が著しく多い場合
 - (2) 学則及び遵守事項に違反があった場合
 - (3) 学業成績が著しく悪いと判断された場合
 - (4) 授業中の態度が著しく悪いと判断された場合
 - (5) 身だしなみやマナーが著しく悪いと判断された場合
3. 就職試験解禁日前に入社試験を受験しない
4. 専願での受験とし二重内定はしない
(複数受験の場合は、双方の企業に併願する旨を伝え、了解を得ること
受験後は、先に内定が出た会社を就職先として優先すること)
5. 応募書類の提出締切日を守る
6. 校内選考がある場合は、その選考に不合格になれば、その企業への受験はしない
7. 正当な理由なく内定を辞退しない。万一正当な理由なく内定を辞退した場合には
その後の就職の斡旋を行わない
8. 就職先が内定した場合は、速やかに担任および就職相談室に報告すること
9. 就職先が内定した場合は就職活動が終了したものとみなし、その後は就職斡旋を
行わない
10. 内定会社へは内定後の成績や学校生活などを報告することがある

以 上